

第 6 4 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、条例第 63 条に規定する違反行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。

行政目的を達成するためには、違反行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているところである。したがって、本条においても法人又は人の代理人、使用人、その他の従業員の違反行為について、業務主たる法人又は人を罰する規定を設けている。

- 1 「**人の代理人**」には、委任による代理人のみならず、法定代理人も含まれる。
- 2 「**法人の団体**」とは、第 55 条の 2 に規定する催しの主催団体を想定しており、祭りの実行委員会などの団体のことである。